

令和4年度 江戸川区子ども・子育て応援会議 議 事 要 旨

日 時 令和5年2月9日（木） 午後2時00分から
場 所 グリーンパレス 高砂・羽衣

次 第

1 開 会

子ども家庭部長 挨拶
自己紹介

2 議 事

- (1) 委員長、副委員長の選任について
- (2) 保育の質ガイドラインの制定について
- (3) 令和5年度認可保育所等の利用定員の設定について
- (4) 「江戸川区子ども・子育て支援事業計画」の達成状況について

資料1

資料2

資料3

3 報告事項

- (1) 令和5年度予算案について
 - ①未来を担う子どものための区民基礎調査
 - ②区立保育園の保育の充実
- (2) ヤングケアラー支援について
- (3) こども家庭庁の創設及びこども基本法の制定について

資料4

資料4-1

資料4-2

資料5

資料6

4 閉 会

事務局：子ども家庭部子育て支援課

令和4年度 江戸川区子ども・子育て応援会議 委員名簿

	所属機関・役職名	氏名	備考
1	玉川大学学術研究所高等教育開発センター特任教授	笹井 宏益	
2	江戸川区私立幼稚園協会会長	米倉 弘喜	
3	江戸川区認可私立保育園園長会会長	秋山 秀阿	(代理出席) 副会長 石坪 慶仁
4	江戸川区立小学校長会会長	平田 鐘明	
5	江戸川区立中学校長会会長	川崎 純一	
6	江戸川区認証保育所連絡会共同代表	須永 尚子	
7	江戸川区青少年育成地区委員長会会長	田中 稔家	
8	江戸川区青少年委員会会長	川島 英夫	
9	青少年育成アドバイザー相談員	山本 又三	
10	江戸川区私立幼稚園協会PTA連合会会長	井上 祐希	
11	江戸川区認可私立保育園保護者連絡協議会理事長	尾崎 泰子	
12	江戸川区立小学校PTA連合協議会会長	田中 寿士	
13	江戸川区立中学校PTA連合協議会会長	井田 佳男	
14	江戸川区認証保育所利用者代表	高山 文孝	
15	東京商工会議所江戸川支部会長	森本 勝也	(代理出席) 事務局長 石井 豪
16	連合江戸川地区協議会	宇賀神 由美子	欠席
17	民生・児童委員	駒井 初美	
18	江戸川区医師会理事	千葉 友幸	(代理出席) 事務局 阿部 伸明
19	江戸川区歯科医師会理事	清水畑 倫子	
20	公募区民	小川 昭子	
21	公募区民	武田 茜	
22	区議会議員(福祉健康委員会委員長)	中道 貴	
23	区議会議員(福祉健康委員会副委員長)	白井 正三郎	
24	健康部長	高原 伸文	
25	教育委員会事務局教育推進課長	飯田 常雄	(代理出席) 教育推進課すくすくスクール係主査 下重 雅史
26	児童相談所長	上川 光治	
27	子ども家庭部長	塚田 久恵	

1 開会

(事務局) 本日は、お忙しいところ御出席をいただきまして、ありがとうございます。会議の傍聴希望者が7名おりましたので、今から入室を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、令和4年度江戸川区子ども・子育て応援会議を開会いたします。新たな任期での最初の会議となりますので、委員長が就任されるまでの間、事務局にて進行させていただきます。

初めに、子ども家庭部長塚田より御挨拶申し上げます。

(子ども家庭部長) 皆様、こんにちは。子ども家庭部長の塚田でございます。

本日は御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

子ども・子育て応援会議は、平成21年度に設置されました。それ以来、委員の皆様には、本区の子育て施策に関わる貴重な御意見、御助言を賜りまして誠にありがとうございます。また、それぞれのお立場で子ども・子育ての応援団として、地域で御活躍いただき感謝申し上げます。

また、今年度新たな任期を迎えまして、一部委員の交代もございました。新たに委員の委嘱をお受けいただいた皆様には、深く感謝申し上げます。

さて、現在国や東京都が組織を挙げて、新たな少子化対策を打ち出しているところです。国の出生数が80万を割ったというニュースはショッキングでしたけれども、今そこに有効な手を打たないと、国の存亡にも関わる課題だというふうに認識しているところです。

また、これは江戸川区でも例外ではございません。2000年に7,020人あった出生数が2021年には4,683人と、約3分の1が減ったという状況でございます。江戸川区においても子育て施策を充実させ、力を入れていかなければいけないと思っております。

先週、江戸川区では、令和5年度予算案のプレス発表が行われました。その中で斉藤区長から、「未来を担う子どもを育み、まちの活力を循環させていく包括的な取組みが求められている。国や東京都と江戸川区で一貫した子育て環境を整備していきたい。」と申し上げまして、その布石として、未来を担う子どものための区民基礎調査、こういったことに予算を計上させていただいているところでございます。

また、当面の課題としましては、昨年課題になりましたバスの子どもの置き去りの事故、不適切な保育、こういったことで顕在化した保育の質の課題もございます。また、子どもの権利を奪いかねないヤングケアラーといった課題もございまして、子育てにまつわる課題は山積しているところでございます。

こうした課題に対する区取組などを、本日の会議の議題とさせていただいております。皆様からは、忌憚のない御意見を頂戴できればと思っております。本日はよろしく願いいたします。

(事務局) 本日は、新たな任期での最初の会議となりますので、委員の皆様より自己紹介をお願いいたします。

(自己紹介)

2 議事

(1) 委員長、副委員長の選任について

(事務局) それでは、委員長、副委員長の選任に入らせていただきます。

委員長、副委員長は、条例に基づき、委員の互選により選出することとなっておりますが、どなたか、いかがでしょうか。

(須永委員) 昨年に引き続き、委員長を笹井委員と、それから、副委員長に田中(稔)委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(拍手)

(事務局) 皆様、ありがとうございます。

それでは、委員長は笹井委員、副委員長は田中(稔)委員に務めていただきます。改めて、一言御挨拶をお願いいたします。

(笹井委員長) 改めまして、笹井です。大変僭越ながら委員長に就かせていただくことになりました。私は、玉川大学で社会教育や子育て支援に関する事業をさせていただいております。今、日本国を挙げて少子化対策、子どものケアをどうするのかと大きな問題になっておりますので、江戸川区はぜひ先頭に立って、様々な施策に取り組んでいきたいと思っております。皆さまの御協力をよろしくお願い申し上げます。

(田中(稔)副委員長) 皆さん、よろしくをお願いいたします。

今の子どもの置かれている立場、現状、社会、地域の置かれている立場、親御さんの気持ちなどを感じながら、いただきました資料を一生懸命読みました。今、私は青少年育成地区委員会で地域の代表としていろいろやらせていただいておりますが、その地域の教育力というのが、だんだんと薄れてきているような気がしております。昔、子どもは地域で育つというようなことをいわれておりましたけれども、やはり何とかそれを思い出していかなければいけないと、みんなで考えていけないかということを考えながら、皆様と勉強させていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

(事務局) ありがとうございました。

では、この後は、笹井委員長に進行をお願いいたします。

(2) 保育の質ガイドラインの制定について

(笹井委員長) それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

初めに、保育の質ガイドラインの制定について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料1、保育の質ガイドラインの制定について御説明いたします。

現在、江戸川区では、保育の質向上を図るべくガイドラインを策定するために、学識経験者の大学教授、私立の各種保育園園長会、私立幼稚園協会、保護者団体の方々と協力してガイドライン策定委員会を昨年5月に立ち上げました。

また、委員会の中に作業部会を立ち上げまして、保育の内容に精通した園長先生を中心にガイドラインの文言等、内容を練り上げてまいりました。これまで3回の委員会を開催いたしまして、保育の質ガイドライン（案）を今日はお手元に配付させていただいております。

まず、ガイドライン策定の経緯について御説明いたします。表紙裏を御覧ください。

既に御承知のとおり、江戸川区では高い保育需要により、区内の待機児童数はピーク時400人を超えておりました。待機児童対策の大きな施策の一つとして、保育施設の新規開設と、定員拡充によりまして、これまで4,000人超の定員増を図っております。昨年4月待機児童数ゼロを達成いたしました。

一方で、全国的な保育施設の新規開設により、保育現場では保育士不足や人材育成の問題など、保育の質につながる課題が様々発生してまいりました。子どもが健やかに育ち、保護者が安心して預けられるためには、量の拡大と保育の質の向上は両輪となって進んでいかなければなりません。

そこで、児童相談所設置に伴い、保育の認可権者として法令等に基づく指導検査の実施、定期的な巡回支援や質向上への各種研修、保育士を確保するための補助金など、様々な施策を実施してきたところです。

今回は、その保育の質向上の一環としてガイドラインを策定いたしまして、区内の全ての保育施設に通う子どもたちの健やかな成長のために、保育のあるべき姿、目標を具体化・明文化していくというものになります。

次のページ、ガイドラインの位置付けについては、表のとおりでございます。

次のページ、目次を御覧ください。

ガイドラインにつきましては、一番上の子どもの権利から始まりまして、愛着形成、保育者の資質・専門性の向上など、8つの項目に分けております。それぞれの項目について簡単に御説明いたします。

1ページを御覧ください。子どもの権利につきましては、江戸川区は子どもの権利条例があるように、とても力を入れているところです。子どもの最善の利益を守るために、どう保育を行っていくか。例えば、おむつ交換をするときは、乳児であってもプライバシーに配慮する。こういったことを明記しております。ほかに、虐待等への対応、最近の不適切な保育についても触れております。

3ページを御覧ください。愛着形成につきましては、子どもの健やかな育ちのためには、心の育ちや愛着形成を深める関わりが大切だということを明

記しております。この愛着形成の重要性については、江戸川区らしさが出て
いるところがございます。

4 ページを御覧ください。保育者の資質・専門性の向上につきましては、
より良い保育をするためには、保育者だけでできるものではなく、施設長は
風通しの良い職場環境を醸成することや、事業者の責務として研修の機会
の確保、それからICTなどを取り入れ、働きやすい環境を整えること、ほか
には江戸川区としては、プラットフォームとしての役割も大事であるとい
うことを明記しております。

6 ページを御覧ください。保育内容につきましては、一人一人の子どもが
今を最もよく生き、生きる力の基礎を培うために、1歳未満の保育、1歳以
上3歳未満、3歳以上の保育の3つに分けて、その年齢に合った保育内容に
しております。また、8ページにありますとおり、食育についても、自ら意
欲を持って食に関わる体験を積み重ねることの大切さを明記しております。

9 ページを御覧ください。環境についてでございます。子どもたちが遊ん
でみたくなるような環境を整え、十分に楽しみ、満足感や充実感を得ること
ができるような環境を構成することの大切さや、事業者にもその責務がある
ことを明記しております。

10 ページを御覧ください。健康及び安全につきましては、日々の保育の
基本になります。子どもの健康状態の把握と、そこからの虐待の早期発見、
感染症やアレルギー疾患、けがや事故を防ぐための対応、それから災害対策
についても触れております。

12 ページを御覧ください。配慮や支援を大切にした関わりにつきましては
は、保育園において、配慮や支援は全ての園児が必要であることから、一人
一人の状況を捉えて丁寧に関わり、心を寄せる姿勢を大切にしていきます。
多様性を尊重し、どの子どもも自分らしく輝けることは、将来的に相互に人格と
個性を尊重し合いながら共生する社会の基盤と考えます。この辺りは、区
の2100年共生社会ビジョンともリンクするところがございます。

13 ページを御覧ください。連携につきましては、5歳から小学校1年生
のこの2年間は、かけ橋期と呼ばれ、生涯にわたる学びや生活の基盤をつ
くる重要な時期といわれております。小学校への移行を円滑に行えるよう、小
学校との連携で子どもの姿を共有していくことをこれまで以上に意識してい
きます。また、子どもを取り巻く環境が多様化する中、保護者の思いや悩み
を受け止め、安定した親子関係ができるよう、保護者や職員同士、地域関係
機関と連携を図っていきます。

全体を通して、こういった保育を目指していくという内容になっておりま
す。また、このガイドラインは、現在保育施設向けのものとして作成してい
ます。策定委員会の中でも、幼稚園や小中学校、学童クラブはどうなのか
という意見もいただいております。特に1番目の子どもの権利については、

「切れ目ない形で子どもの権利が守られていけるといいね」という意見をいただいております。

そこで、14ページを御覧ください。「おわりに」にもありますとおり、このガイドラインは、今後もさらなる充実が図られる必要がありますので、社会情勢の変化等に伴って定期的に見直しを行っていきます。そういった機会に検討していくことを考えております。

ガイドラインが出来上がった後の4月以降の話になりますが、保育士向けに、保育現場に沿った形の副読本やチェックリストを作成する予定です。

また、各園の職員に熟知や普及啓発の研修等を行いまして、園内での保育を改めて見直す機会につなげていきます。それからガイドラインに基づいた研修、例えば園内のミドルリーダーを育成する研修であったり、お互いの園の保育内容を見てもらうような公開保育を実施したり、必要な研修を区立・私立の関係者で話し合っ決めていくような、保育園全体で保育の質向上を図っていくような、そういったものにしていきたいと考えております。

それから、保育園に通う保護者の方にも、保育園ではこういったことを目指して保育を行っているということを分かっていただくために、保護者向けに漫画等を入れた読みやすい冊子を作ることも考えております。ガイドラインに基づいた保育の質向上の取組みについては、子ども・子育て応援会議の中で毎年報告してまいりたいと考えております。

ガイドラインは以上ですが、ほかにも保育の質向上への取組みといたしまして、来年度は、地域型保育施設に第三者評価受審経費の補助金を新たに予算計上しております。

保育の質向上については以上でございます。

(笹井委員長) ただいまの御説明につきまして、もし御質問、御意見ございましたらいただければと思います。いかがでしょうか。

(山本委員) 赤ちゃんは大体生後10か月程になるまでの間に、脳細胞の成長が決まってくると言われています。私が心配していることは、その期間どのように教育をしていくかということです。大きくなってから一人一人の子どもたちの成長に差が出てきてしまうということも考えられますので、区として、そういうところにも何かしてあげてもらいたいと思っております。

(事務局) ガイドラインの中では保育園の話になってきますので、生後10か月ですと保育園に通ってないお子さんが多いのかなと思います。

そこで、先程も説明いたしました、2番の愛着形成の部分に少し関わってくると思っています。保護者向けの冊子の中でも、その重要性についても盛り込んでいければと思っております。

(白井委員) 2ページの虐待・ネグレクトなどへの適切な対応について、「区や関係施設と連携し、適切な対応を図ります」と1行で書いてありますが、どのように対応するのか、非常に難しいのではと感じております。

もう一つ、3行目に「虐待が疑われる場合には速やかに、児童相談所（はあとポート）に通告し」と書いてありますが、通告までいかない場合も考えられます。その場合、4ページに保育者の資質・専門性の向上ということが書いてありまして、「保育者に求められる資質」の中の星の4つ目に「保育の専門性は日々の実践を通じて身につけていきます」とか、5つ目に「子どもの人権や人格尊重を踏まえた子どもへの対応について十分理解し」ということが書いてありますので、ここのところが非常に大切であると思っております。この点に関して、区としてどのような考えを持たれているかということをお聞きできたらと思います。

(事務局) 今お話があったように、子どもたちは、生まれたときから一人の人としての権利をしっかり持っており、ただ、それが育ちの未熟さから、まだ言葉で表現できない、思いが表現できない、つらさや何かがあったときに表現できないというところが出てきたりしますので、そこは、関わっている大人たちが子どもたちの言葉にならない言葉もきちんと読み取っていくことが、保育士の大事な資質の柱になってくると考えております。

これは経験の中からどんどん積み上がっていくものだと思っておりますので、そういったことを研修等で知らせていくこともありますが、園内でもお互いの保育や子どもの育ちについて話し合う機会を持っていただくところから、気づきの姿勢を広げていきたいと思っております。

それから、何よりも風通しのいい職場環境というところが大切だと思います。一人一人が感じていることを、大人同士もしっかりと伝え合えるというところを私たちも一緒に支えていきたいと考えております。

(白井委員) 今お話いただいた気づきが大切だと思いますので、よろしくお願いします。

(小川委員) 気づきをただ埋めるのではなく、どこが原因なのかを突き詰める努力をしていただけると良いと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(笹井委員長) それでは、この議題については終わらせていただきます。

(3) 令和5年度認可保育所等の利用定員の設定について

(笹井委員長) 続きまして、次の議題に入ります。

令和5年度認可保育所等の利用定員の設定について、事務局から説明いただきたいと思っております。

(事務局) それでは、資料2について説明させていただきます。

新規に保育園を開設するとき、あるいは運営が始まってから必要に応じて保育園が定員変更するとき、法令の定めによりまして、江戸川区の場合ですと、この子ども・子育て応援会議に諮ることとなっております。本日は、数的事項だけでなく、その背景的なことも触れながらお話をさせていただきます。

1ページ(1)の新規開設園、こちらに5園掲載しております。江戸川区

は待機児童ゼロになりましたので、現在公募による新設は行っておりません。こちらに書いてありますのは、例えば、ナーサリールームベリーベアーは、現在認証保育所を運営しておりますが、認可保育園へ移行、それから、小規模保育事業所のソレイユナーサリー小松川は、認証保育所から小規模保育事業所に移行するという事です。

小規模保育事業所のえどひらコスモ保育園は、平井6丁目に約320戸の大型マンションがこの春入居開始いたします。当然のことながら、ファミリー層が多く転入されることが考えられますので、江戸川区の条例に基づきマンションの開発業者と協議をいたしまして、保育園を新設するという事になりました。

認定こども園も2園開設いたします。こちらは現在幼稚園として運営している葛西めぐみ幼稚園、東一の江幼稚園が、今度は1歳、2歳、もしくは0・1・2歳のお子さんを預かる認定こども園に移行し、お子さんを教育・保育するという事になります。このような形で新しい定員設定でやらせていただきたいという事です。

2ページをお願いいたします。こちらは既存の保育園の定員変更となります。1番の、ふきのとう保育園や、その後のおひさま保育園などにも言えることですが、これまでの保育園は、2歳の定員と3歳の定員に差がありました。ふきのとう保育園で申し上げますと、旧定員は2歳が18名、3歳が20名としておりました。区立保育園も同様の定員設定が多いですが、これまでは3歳になってから保育園に入れる保護者が多かったためです。ただ最近はや育休等が普及し、育休明けの1歳頃から保育園に入れるという考え方が増えたことで、3歳から入るといったニーズが減ってきております。このため、2歳と3歳の段差をなくしたり、あるいは小さくしたりということで、おひさま保育園もここでは5園ございますけれども、定員を縮小するような形になっております。

このほか、つぼみ保育園からベルカント保育園は、保育室面積が変更することに伴う定員変更、みづえ保育園は、残念ながら来年の3月末をもって閉園が決まっておりますので、段階的に定員を縮小しております。

下の認定こども園、篠崎若葉幼稚園を御覧ください。こちらの認定こども園は、専業主婦層の多い1号認定260人を210人に下げることになります。幼稚園のニーズが減ったため、その分保育認定の2号認定や3号認定のほうを増やしていくということになります。

3ページをお願いいたします。幼稚園が6園記載されております。先程の篠崎若葉幼稚園と同様に、残念ながら幼稚園に入るお子さんの数が徐々に減っております。それに伴って、定員を園の実情に応じて減らしていくということになります。なお、宇喜田幼稚園については、令和8年3月末に閉園することが決まっておりますので、段階的に縮小しております。

最後に、(3) 閉園する施設についてですが、江戸川こざくら幼稚園は、この3月末をもって閉園ということになります。また、東一の江保育園こすもすは、先ほど申しあげました東一の江こども園に移行する関係で、制度上小規模保育事業所を閉園して、認定こども園に移行することになります。

(笹井委員長) ありがとうございます。保育所等の利用定員の設定ということで、この件につきまして、委員の皆さんからもし御意見等ございましたらお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

(中道委員) 3ページの幼稚園の御説明で、松本幼稚園の定員が特に減少しているかのように見えますが、この松本幼稚園の減少は何か背景があるのでしたら教えてください。

(事務局) 松本幼稚園に限らずですけれども、定員は定員として持ちつつ、実態として園児数は年々減ってきているという状況がございます。松本幼稚園につきましては、ここ数年定員と実員の乖離が拡大しており、このタイミングで定員を見直そうということなので、この差の百数十人が一度に減ったということではございません。

(笹井委員長) ほかにいかがでしょうか。特にないようでしたら、次の議事に移りたいと思います。

(4) 「江戸川区子ども・子育て支援事業計画」の達成状況について

(笹井委員長) 続きまして、「江戸川区子ども・子育て支援事業計画」の達成状況につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料3の御説明をさせていただきます。

令和元年度に、「未来を支える江戸川子どもプラン」を策定し、こちらの資料が令和2年度から6年度までの5か年の事業計画を定めたものでございます。今回この資料では、主に計画で示した目標値に対して、どの程度実績として目標を達成できたのかということをお報告いたします。ただ、数字ばかり並んでおりますので、簡潔にポイントを絞ってお話をさせていただければと思います。

まず、1番の教育・保育事業の下の事業概要を御覧ください。こちらにも記載しておりますが、江戸川区の重点課題であった待機児童をどのように解消していくかということが、この子どもプランの大きな柱としてございます。

ただ、そうはいつでも、やみくもに保育園を増やしていけばよいというものではございません。少子化による子ども人口の減少、江戸川区の将来的な財政負担、幼稚園に対する影響などを勘案しながら保育施設を整備してまいりました。

事業概要の下、待機児童数の表を御覧ください。令和2年度に203人おりました待機児童が3年度に49人、そして今年度ゼロを達成することができま

した。大きな要因としては、待機児童の多いエリアにピンポイントに保育園を開設したことなどが挙げられます。このことは、このページの下の方に、3号（0歳から2歳）と書かれた表の3号合計という欄で、令和2年度、それから3年度ともに計画①の数値より実績②の数値が大きく上回っていることから読み取れます。もう少し具体的に申し上げますと、令和3年度の計画①の6,459人に対して実績②6,651人と、計画値を192人上回っているところでございます。

2ページを御覧ください。このページ以降は、地域子ども・子育て支援事業と申しまして、児童福祉法で規定されている様々な事業の達成状況となります。

(2) 延長保育事業を御覧ください。ここは計画目標に対して実績が大きく下回っています。これは、近年の働き方改革に加えて、新型コロナウイルスの影響で在宅勤務が増えたことなどによって、延長保育の利用が減少していることが一つの大きな要因として考えております。

(3) 地域子育て支援拠点事業、こちらは一般的に子育てひろばといわれているものです。こちらでもコロナの緊急事態宣言の影響で、子育てひろば自体の休室や、利用人数も定員制を導入するなど、制限を行ったことによって利用者数が減っております。

3ページ、(4) 一時預かり事業から(7) 病児保育事業までも、新型コロナウイルスの影響での利用控えや事業の一時的な縮小があり、計画値に対して実績が下回っております。ただ、申し上げておきたいのは(4) 一時預かり事業についてですが、コロナということもありましたが、保育士不足という大きな問題がございまして、保育園の運営に加えて、さらに一時預かりというところで、正直スタッフの数が足りないと、そういう現実がございまして。コロナが落ち着いたとしても、どこまで計画値に近づけることができるかというところは、今現在は確信を持ってないところです。

ただ、こうした状況を看過するわけにもいきませんので、江戸川区として昨年1月からベビーシッターによる一時預かり事業を開始いたしました。保護者の方が通院や、美容院へ行くなどのリフレッシュ目的でお子さんを預けたいというときに、年間16時間まで無料、16時間以降も1時間当たり500円程度でベビーシッターを御利用いただくことで、子育ての負担を少しでも軽減していただくという制度でございまして。表にもベビーシッターについて、令和3年度251件と記載されております。2か月余りしか実施期間がなかったため少ないですが、今年度は順調に利用が伸びているところでございます。

5ページの(9) 妊婦健康診査、それから(10) 新生児訪問・赤ちゃん訪問事業については、健康部、保健所が行っている事業であります。出生数の減少に伴って実績が減っておりますが、基本的には全ての妊婦や赤ちゃんを対象としている事業でございまして。

数字を挙げてのお話で大変分かりにくいところがあったかと思いますが、担当としても、計画期間を通じてコロナが子育て家庭に与えた影響は大きかったのではと感じております。在宅勤務が定着することで、父親の育児時間が増えたという良い面もありますけれども、一方で子育ての孤立化といった負の側面も顕在化しているように感じております。

先ほど、当初の計画では位置づけのなかったベビーシッター事業、年度途中で急遽開始したこともお伝えさせていただきましたが、待機児童の問題が一段落した今、若い世代の方が子育ては楽しいと、そういうふう感じてもらえるように、そして地域の中で子育てを支え合えるような環境整備を、地域ニーズに合わせて柔軟に区として取り組んでいきたいと考えております。

(笹井委員長) ありがとうございます。未来を支える江戸川子どもプランの達成状況についての報告がありました。総合的に様々な事柄が書いてあるプランで、これからの江戸川の子育てをどうするかという話をしているわけですから、皆様方から御自由に御意見をいただきたいと思います。どなたからでも結構ですので、今のお話につきまして、どうぞ日頃思っていることなどをお話しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(白井委員) 1ページの保育ママについてですが、令和2年度の計画が100人、実績は66、令和3年度は計画が109、実績が48と記載があります。保育ママの今後の方向性についてどう考えるかということではありますが、この計画数値に対して実績が半分程になってしまっておりますので、1つお聞きしたいのは、この計画数値をどのようにつくられているのかということです。計画の4・5・6年度を見ますと、ずっと増えています。それが今後の考え方だと思いますが、実績があまりにも合っていないので、この計画数値をどのようにつくられているのかをお聞きしたいのと、それからこの実績が減っている理由を教えてくださいたいと思います。

(事務局) 白井委員のおっしゃるとおりでございます。子どもプランの策定準備期間のときは、保育ママは過去と比べると減少はしつつも、江戸川区として家庭的な保育の大切さを伝えていくためにも増やしていきたいという、区の方針、考え方がございましたので、微増ですけれども、保育ママを増やしていくというような形で計画を立てさせていただきました。

(事務局) 実際に実績として減少傾向であるということについて、私どもが一番課題としておりますのは、ニーズのある地域、例えば葛西駅周辺や平井地区、そういうところに対して保育ママが実際不足しているというところがあります。まず1つは、そこをどのようにニーズを受け止めて保育ママを増やしていくかということを考えております。例えば民間事業者や、そのほか様々なところにポスター等を貼りながら、呼びかけをしているところですが、今年は、新たに保育ママになられた方が2名ということでありまして、ここ数年、2名から3名というところでございます。

逆に、定年制を設けていることもあり、退任される保育ママが徐々に増えてきており、その差が結果として減ってきているというところですが、私どももこれは非常に大事な制度であると考えておりますので、引き続き一人でも多くの方に保育ママになっていただけるように、今後も力を尽くしてまいりたいと考えております。

(白井委員) そうすると、保育ママのニーズはあるけれども、それに応えられてないということなのか、あるいは、この保育ママ制度自体を望んでいる方が少ないのか、どちらだとお考えですか。

(事務局) 保育ママのニーズはあると考えておりますので、そこに見合っていないという状況ではないかと考えております。

(白井委員) 保育ママ制度は区として非常に長い歴史がある施策ですけれども、保育ママをこれからも進める気があるのでしたら、この保育ママ制度について改めて知っていただくための周知や、皆さんにこの家庭的保育の良さをお話しすべきだと考えております。もう一つは、保育ママの手当についても踏み込んで考えていただきたいということです。子育てに関する施策で助成金や補助金を増やしたりしているものもありますが、この保育ママについても、手当まで考えていかないと、なっただけの方も増えていかないのではと思いますので、そこは十分考えていただければということをお話しします。

(事務局) ありがとうございます。今おっしゃっていただいたことを踏まえ、さらにできる方策がないか、しっかり検討してまいりたいと思います。

(中道委員) 実は、私もこの保育ママについては、白井委員と全く同じ質問をしたいと思っておりましたが、今の回答で全部分かりました。その上で、保育ママ制度、人間の土台をしっかりと築く大切な0歳児のときです。このときに保育ママ制度というのは大いに力を発揮していただけてきた歴史、経過があったと思います。なので、保育ママ制度というのを、これからもしっかりと堅持をしていただきたい。このことだけ申し上げたいと思います。

(石井委員) 先程、保育士の不足というお話を伺いましたが、保育士の処遇改善ということで、国でも取り組んでいるところではありますけれども、非常に必要なことであると思いましたが、8.2万円の家賃補助はぜひ継続していただけたら、保育士の方にとってもプラスになると考えたところであります。

もう一点、病児保育事業についてですが、一人の子どもの親として思ったところとしては、働きに出る上で、病児保育は非常に重要であるということです。大事な仕事の日に限って熱を出すというようなことが結構あったものですから、そのときに子どもを預けるというのはなかなか叶わない状況で、この病児保育についても前日の夕方までをお願いしなければならず、前日の夕方までにキャンセルしないとキャンセル料がかかるというような状況であります。子どもの体調はなかなか都合のいいようにいかないと思うところ

がありますので、使い勝手の改善、そういったことも必要だと感じたところであります。

(事務局) 保育士の家賃補助に関しては、8万2,000円を上限に支援させていただいております。こちらについては、来年度予算、まだ案の段階ですけれども、予算計上させていただいたところでございます。

それから、病児保育事業については、おっしゃるとおり、働いている保護者にとって必要不可欠であると思っております。先程、ベビーシッターの話をしていただきましたが、実は限られたベビーシッター事業者ではありますが、ベビーシッターが病児保育をしてくれる会社もございます。区のホームページでも御案内させていただいておりますので、周知が足りないようなところであれば、今後PRに努めてまいりたいと思っております。

(笹井委員長) ありがとうございます。

それでは、この議題につきましては、この辺にさせていただきます。様々な御意見ありがとうございました。

3 報告事項

(1) 令和5年度予算案について

①未来を担う子どもたちのための区民基礎調査

②区立保育園の保育の充実

(笹井委員長) では、報告事項に移りたいと思います。

報告事項の1番目は、令和5年度の予算案についてということです。これも事務局から説明をお願いしたいと思います。

(事務局) 資料4、令和5年度の予算案について御報告をさせていただきます。

令和5年2月3日(金)に令和5年度予算案がプレス発表されました。これから始まります区議会第1回定例会におきまして、予算特別委員会の中で審議をいただくという内容でございます。特に子ども・子育て関連の主な新規拡充事業について16項目上げさせていただいております。順次説明をさせていただきます。

まず1、未来を担う子どもたちのための区民基礎調査でございます。これは、後ほど別シートで御説明をさせていただきます。

2、保育の質向上のための取組ということで、先ほど保育の質ガイドラインの説明、御報告をさせていただきました。今年度末に策定するガイドラインを活用しまして、恒常的な保育の質の向上に取り組むということになります。この内容につきましては、先ほどもありましたとおり、副読本の作成ですとか、漫画本の作成、人材育成のための研修、それから第三者評価というところになります。

続きまして、3、区立保育園の保育の充実でございます。これもまた別シートを御用意しておりますので、そちらで御説明差し上げます。

4、医療的ケア児養育者支援事業でございます。医療的ケア児等の在宅医療支援、これを行う大学病院等の施設が区内には残念ながらございません。そこでこの0歳から17歳の医療的ケア児を養育する家庭を支援するために、入院病床を確保するという内容でございます。

5、葛西児童発達支援センターの開設でございます。現在、児童発達支援センターは、発達相談支援センター、篠崎児童発達支援センターの2か所ですけれども、区内に3か所目となります葛西児童発達支援センターを令和6年4月から開設に向けて準備を進めてまいります。

6、子どもショートステイ事業、こちらは病気、出産、冠婚葬祭、就労、レスパイト等の理由で宿泊を伴う保育が必要な場合に、子どもの一時預かりを行うという事業です。今回、早期のレスパイトによる虐待の未然防止を図る観点から、利用上限日数及びその利用料金を見直し、そういった方々の利用を促進して、養育環境の改善を図るという内容でございます。

7、ヤングケアラー支援体制強化事業です。ヤングケアラーを早期に把握し、多機関連携の下、多面的な支援につなげていくということで、主に4項目について支援を拡充してまいります。

1つ目は、ヤングケアラー、コーディネーターを配置いたしまして、学校や関係機関と連携して、生活状況の改善に向けた調整を図ってまいります。

2つ目は、ケアサポート、ヤングケアラー同士や経験者がお互いに悩みを、経験を共有して寄り添いながら相談に応じるというような事業を行ってまいります。

3つ目は、外国語対応が必要な家庭にタブレットを用いた英語通訳サービスを行ってまいります。

4つ目は、教職員等に対して研修を充実させていきます。

8、高校生等医療費助成事業の開始に伴う子どもの医療費助成の拡充でございます。これまで義務教育就学児までを対象としていた子ども医療費助成を、高校生相当の方まで拡大するという内容です。助成内容につきましては、東京都基準よりも江戸川区は幅広く助成をしていくという内容で、例えば所得制限を設けない、通院時の自己負担なしでできる、それから入院費の食事代も助成するという内容になっております。

9、中学校における放課後補習教室、英語の追加実施ということでございます。補習教室につきましては、令和2年から数学・算数を実施してまいりましたが、実施した結果、実施前と比較し非常に成績が上がったということで、今後は、中学校で英語を追加して実施をしていくという内容です。

10、学習指導強化事業です。こちらは一時保護所に保護された子ども学習指導を充実させるということで、主に3つございます。

学習指導員を常時増員いたしまして、個別的指導機会を充実させてまいります。それから、学習指導員の指導技術の向上、研修等を通して、スキルア

ップを図ってまいります。それから、一時保護所内におきましても、タブレット端末を使っての学習を推進してまいります。

11、小・中学校給食費の保護者負担軽減です。昨今食材料費の高騰によりまして、給食費の保護者負担を軽減するため、区独自の施策として実施しております区の保護者負担額が令和4年度と同額になるように、6か月間その補助を継続していくという内容でございます。

12、スクールソーシャルワーカー増員による子ども家庭の支援体制強化です。各学校にスクールソーシャルワーカーを確実に継続的に支援が入る体制を構築してまいります。各中学校に複数人スクールソーシャルワーカーを配置し、学区内の小学校には巡回する体制を整えるというものです。

13、全校児童に対するカヌー体験機会の提供です。区内の全ての児童が小学校卒業までに、一度はカヌーを体験することができる体制を整えるということで対策をプラスしてまいります。

14、すくすくスクールにおける学校長期休業中（平日）の昼食提供です。学校長期休業中の昼食につきまして、学童クラブ登録家庭の方で、希望する方については宅配弁当を利用できるようにしてまいります。

15、同じく学校長期休業日の午前8時開設ということで、すくすくスクールにつきましては、令和5年の夏休みから学童クラブ登録児童を対象に、学校休業日平日の、これまで8時半からのところを、午前8時に前倒しをしてまいります。

16、区立図書館と学校図書館の連携、令和4年度から区立図書館サテライトを学校に5校設置しておりますけども、こちらを令和5年度、プラス5校ということで全10校としてまいります。

一覧については以上でございます。

次に、資料の4-1を御覧ください。未来を担う子どものための区民基礎調査でございます。

先程から少子化の話が出ております。今、出生数が年間80万人を下回るということでありまして。これを区の出生数に置き換えますと、2000年から2021年の22年間で比べますと、国を上回る減少率となり、非常に厳しい状況であります。併せて、区が「チルドレンファースト」の社会を実現するということで、様々な施策を講じてきております。その中で、国や都と合わせまして、江戸川区が一貫した子育て環境施策を打っていくというところで、国や都がやらない、手の届かないところを目指していくという中で、どれだけのニーズがあるのか、どれだけの意識があるのかということ进行调查していくという内容でございます。

まず、アンケート調査を実施いたします。こちらは当事者である就学前の子どものいる保護者や、18歳未満のお子さん御自身、就学後の7歳から18歳の子どものいる保護者、これから子育てをしたいという方、子どもを生みた

いと思われる方等を含めた出産適齢期世代の方、それから、その子育てを終わられた世代、ここではシニア世代と書かせていただいておりますけども、そういった方々の意識も把握をしていきたいというところで調査をしております。

そのアンケート調査と併せまして、人口推計ですとか、あるいはオープンデータを活用しまして、各指標を分析しながら今後の江戸川区における施策、支援策、少子化対策をより良いものにしていこうという内容でございます。

続きまして、資料4-2区立保育園の保育の充実でございます。こちらは、医療的ケア児、インクルーシブ保育ということになります。2の背景を御覧ください。就学前の医療的ケア児につきましては、健康サポートセンターで把握した数では、区内で45名いらっしゃるということです。区立保育園で配慮を要する児童数が増えているという中で、医療的ケア児も含めまして、区立園で受入れを拡大してくという内容でございます。

その下に、医療的ケア児受入れ区立園の拡大となっておりますけども、令和4年度から小松川第三保育園で受入れを始めております。令和5年度からは、新たに江戸川二丁目保育園での受入れ、それから実際には今いらっしゃる在宅園児への対応ということで、臨海第一保育園が看護師の必要時間のみ配置をしていくということで行ってまいります。併せて、インクルーシブ保育に向けた人材育成も行っていくという内容でございます。

(笹井委員長) ありがとうございます。令和5年度の予算案につきまして、主なものについて説明していただきました。これにつきましては報告ですので、御質問等を中心に何か、御質問、御意見がございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(白井委員) 子育てで困ったこととか、そういうことにすぐく対応していただいて、すばらしい予算案だと思っております。ただ気になるのは、区民基礎調査の調査項目で、「子を持たない理由」と書かれておりますが、今は国も自治体も、子育ては大変であるとか、そういう悲観的なイメージを与える表現が多いと思います。困っていることに対して対応していただけることは嬉しいですが、原点として、子どもを生み育てることというのは非常に楽しいことであり、子どもが輝いている社会をつくる中で、保護者も輝き、喜びがあるんだということを、広報なども活用しながら区から発信してもらいたいと感じています。

私も子どもを3人育てました。共働きで大変なこともありましたが、喜びがあるから育てるところもありますし、育てば嬉しい。それをもっともっと宣伝してほしいと思います。例えば、シニアの方に、子どもを何人持ったか、どんな楽しいことがあったかなど、そんな内容を入れてもらいたいです。

(武田委員) 先程の子を持たない理由というところに関連してなんですけど、持たない方もいらっしゃると思います。江戸川区として例えば不妊治療とか、保険

適用になった部分もあるかと思いますが、子どもが欲しいけど子どもができない方への支援は何かありますでしょうか。

(事務局) 不妊治療について、江戸川区でも独自に支援を始めているところでございます。また、国や都等でいろいろな施策を考えているようでございますので、そういったことを含めて、また一緒になって進めていきたいと思っております。

(小川委員) 子育てのことで自分を追い込んだりする親御さんが非常に多いと感じています。過ぎてみれば大したことではなく、今私自身も子育てがすごく楽しかったと思えています。育てるって楽しいを教えたい。だからこそ、私は里親になりました。子育ての楽しさが分かると、少しでも親御さんの悩みが減るのかなと思います。

予算として今後考えていただきたいのは、健常者と障がい者の間にいる「ボーダー」と呼ばれる子どもたちへの支援です。確かに普通学級のほかにボーダー向けの学級があるそうですが、そこでは対応出来ず、外部へ委託をしてレッスンを受け、それが膨大な金額になっているという話を聞きます。全額出してほしいとかではなく、少し工夫をして、子どもたちがしやすい小学校にさせていただき、そうすればしやすい中学校にもなる。そういうところを検討いただければと思います。よろしくをお願いします。

(事務局) 様々な御意見ありがとうございます。白井委員からお話がありましたが、子育ての楽しさを出していく中で、江戸川区は「子育てするなら江戸川区」とずっと言われております。森記念財団が発表した中では、子育ての江戸川区、それから明石、流山と、この3自治体の一つに入っているということと、公園が多いというところと、やはり下町というところがございます。下町というのは、地域力が非常に優れているということだと思います。

地域の皆さんで子どもを育てていくというところで、それはお子さんを育てる親御さんだけではなく、先ほどシニアと申し上げましたけども、そういった方々の楽しみも増えていくと思います。

江戸川区としては、国や都ができないところ、手の届かないところをやっていくというお話をさせていただきましたけども、まさにそこを中心に何か取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

(2) ヤングケアラー支援について

(笹井委員長) 続いて、報告事項の2番目、ヤングケアラー支援について、事務局から説明いただきます。

(事務局) 日頃より児童相談所の運営に御理解と御協力いただきまして、心より御礼申し上げます。ヤングケアラー支援について、御報告を申し上げます。

資料5番を御覧いただけますでしょうか。併せてヤングケアラー支援に関して様々な団体様から御協力をいただいているということから、本日別でク

リップ止めで団体様が作成しているリーフレット、カード等をお配りしていただきますので、併せて御覧いただければと思います。

資料5に戻りまして、2ページからお話をさせていただきます。

2ページの上段の「ヤングケアラーとは」というところでございますが、法的な定義はなく、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと」を指しております。実は、先日まで「子ども」の前に「18歳未満の」と書かれていました。最近国が、18歳以上の若者についてもいわゆる若者ケアというところが注目されていることで、「18歳未満の」という文言を最近削除したところでございます。

国は、平成30年度から、子どもも含めて関係機関、関係自治体に調査を行ってきたところです。その中で、昨年度国による骨太の方針の中で、初めてヤングケアラー支援について盛り込み、国としても取り組んでいると示されているところでございます。さらに、具体的には令和4年度から国としても予算化をして、3年間集中的に取り組んでいくというところの強い意思が示されたというところでございます。

そういったことも踏まえて、江戸川区としても今年度から具体的な支援を行っているというところで、お手元1ページにお戻りください。私どものヤングケアラー支援についての取組みを3本柱で考えておりまして、まずは社会的な認知度を向上したいというところでございます。国の調査によりますと、中高生の8割以上が、ヤングケアラーについて聞いたことがないと言っていること。また、昨年度の区民世論調査の中でも、区民の5割以上、52%の方が、ヤングケアラーについて初めて聞いた、または意味は知らなかったというお答えをされています。そこで、今年度からの江戸川区内の中学校の社会科副読本の中に、ヤングケアラーについて記載をさせていただいて、授業の中で取り扱っていただくことといたしました。また、関係機関の中で情報共有することということの中で、私どもも具体的には、また後ほど申し上げますけれども、様々な研修あるいは会議の中でも、ヤングケアラーについて御案内をしてきたところでございます。また、児童相談所のホームページにも、ヤングケアラーについて特設サイトを設けまして、関係団体がつくるヤングケアラー自体、イメージいただくような動画も複数本御覧いただくような環境を整えたところでございます。

2番目として、相談支援体制の充実ということでございます。早い段階で、ヤングケアラーの状態にあるお子さんを発見し、支援につなげるため、今年度中学校33校全校で約1万5,000人の生徒に対して、担任の先生をはじめ、面接を行っていただきまして、そういう要素のあるお子さんについてスクールソーシャルワーカーを、あるいは校内の検討委員会等で御検討いただいて、支援につなぐという形での取組みを行っているところでございます。あわせて、今年度児童相談所にヤングケアラーコーディネーターを配置いたしまし

て、具体的に各小中学校あるいは関係機関とも連携した対応をしているところでは、

3番目は、実際に、その相談支援体制を充実するということです。早い段階で気付いても、子どもが把握する中では、その御家庭、そのお子さんの状況は様々です。ですので、支援策も一くくりにはできないというところで、アセスメントを行った上で支援につなげたいと思っております。例えば、その子の気持ちに寄り添うような場所を提供するという意味では、区内の複数箇所で行っているこども食堂、あるいは中高生の居場所としての共育プラザできちんとケアをすること。また、共感型支援ということで、ヤングケアラーである子どもが孤独や孤立感を感じているとしたら、地域で心が和むような場所、あるいは同様な境遇にあるお子さん同士、あるいは同様な境遇にあった先輩のお話を聞くような場所を。関係団体との連携の中で取り組んでいるところがございます。さらには、例えば調査では6割以上のケアを担っているお子さんが、弟や妹の面倒を見ているというお答えになっています。ですので、そういう御家庭については、ヘルパーを派遣できるようなことを制度としてつくっているところがございます。

大きな柱の中で周知啓発等についてのこれまでの流れについては、2ページ、3ページに時系列で書かせていただきましたので、後程御覧ください。

ヤングケアラーのコーディネーターについて4ページにお示ししております。今は児童相談所へコーディネーターに週2日来てもらっています。実際には、様々な相談が増えており、江戸川区と各自治体の取組みを共有することの必要性などから、相談場所、あるいはその配置人数等について、来年度は少し拡充をしたいと思っております。発見・把握をした場合については、アセスメントをした上で適切な支援へつなげていきます。また、専門性のある知識を有するコーディネーターとして様々な研修にも講師として活動いただいております。

5ページ、6ページです。ヤングケアラーのお子さんの気持ちに寄り添った対応を、地域で関係する団体の方に御協力いただいております。東京都と江戸川区でそれぞれの事業展開をする中で、5ページには、江戸川区が実施した補助事業について採択をした一般社団法人の活動、6ページには、東京都の採択事業であるNPO法人の活動について記載させていただいております。私どもも、ヤングケアラーコーディネーターや、こういった活動をいただいている団体ときちんと連携をして、今後も取り組んでいきたいと考えております。

課題感としては、児童相談所で相談受理をして対応しているお子さんの約5%が外国籍のお子さんであるということもあり、親御さんの通訳をするようなお子さんもケアの要素があると考えております。そこで、私どもが通訳となり親御さんとやり取りを行い、学校や塾や部活動に行けない時間をでき

るだけ軽減したいと思っております。あるいは、学校の先生方、あるいは医療、介護、福祉、保健等に関わるような皆さんへ周知啓発するような研修の場面も、今後展開していきたいと考えております。

(笹井委員長) ヤングケアラー支援については、先ほどの予算案の中でも重要な項目として入っていたかと思えます。近年、この問題が国でも取り上げられており、ケアしている子どもたちの成長や発達や人間形成に重大な影響を与えるということがございます。非常に問題になってきておりますが、江戸川区として積極的に取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

(3) こども家庭庁の創設及びこども基本法の制定について

(笹井委員長) 続いて、報告事項の(3) こども家庭庁の創設及びこども基本法の制定ということでございます。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) こども家庭庁の創設及びこども基本法の制定について御説明いたします。資料6を御覧ください。国で昨年6月に成立しましたこども家庭庁設置法、こども基本法が本年4月より施行となりますので、その概要について御説明いたします。

まずは、こども家庭庁についてですが、1、こども家庭庁創設の目的というところです。目的としましては、少子化の進行に歯止めがかからず、児童虐待、不登校の件数の増加など、子どもを取り巻く状況が深刻化する中で、常に子どもの視点に立ち、子ども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織が必要であるということから、子ども政策に関する司令塔として、こども家庭庁が創設されることとなっております。

2、こども家庭庁の役割についてですが、今まで様々な省庁に分かれていた子ども政策に関する総合調整機能を一本化し、就学前の子どもの育ちや放課後の子どもの居場所などについて、子どもや子育て当事者、現場の意見を政策立案に反映する仕組みの導入なども取り扱っていくこととなっております。

各府省から移管される事務、新たに行う事務については、資料に記載のとおりとなっておりますが、学校・幼稚園に関する事務を除いて子ども施策に関する事務というのは、厚生労働省、内閣府、文部科学省等からこども家庭庁に移管されることとなります。また、文部科学省に残る学校・幼稚園に関する事務についても、幼稚園教育要領、保育所保育指針の策定、いじめ防止対策などは、こども家庭庁が文部科学省と連携して施策を推進していくこととなっております。

続いて、こども基本法についてですが、法の目的としては、子ども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることで、子ども施策を社会全体で総合的に推進するため制定されたものとなっております。この法律で言う子どもの定義は、「心身の発達の過程にある者」となっております。対応につ

いてですが、法の基本理念としては、差別の禁止、生存発達の権利、意見表明権、子どもの最善の利益という子どもの権利条約の4つの一般原則に加え、子どもの養育は保護者が第一義的責任を有するという認識の下、子育てに対して社会全体として支援を行い、家庭での養育が困難な子どもには、できる限り家庭と同様の養育環境を確保すること、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備することが定められております。

国や地方公共団体の責務としては、基本理念にのっとり子ども施策を策定し実施することとなっております。また、政府は子ども施策に関する大綱を定め、それを勘案して地方公共団体は、子ども計画を策定するよう努めることとされております。

その他、国や地方公共団体は、子ども施策の策定、実施、評価の際は、当該施策の対象となる子ども、養育者、その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることなどについて規定されております。

江戸川区では国に先駆けて令和3年7月に、子どもの権利条例を施行しております。策定の際には、権利の主体であるお子さんや関係者の方々の意見をお伺いし、反映しながら完成した条例となっております。条例の中では、こども基本法の基本理念となっている差別の禁止、生存・発達の権利、意見表明権、子どもの最善の利益について特に大切にしていける4つの権利として定めております。区の役割としては、子どもの意見を聞き、子どもの地域社会への参加を支援していくことなどについて規定をしております。

また、こども基本法において、地方公共団体での策定が努力義務となっている子ども計画については、令和6年度までが計画期間となっている未来を支える江戸川子どもプランの次期計画について、子ども大綱を勘案しながら策定する予定となっております。

(笹井委員長) こども家庭庁、こども基本法についての御説明をいただきました。これにつきまして、また、全体を通して、御質問等ございましたらいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(小川委員) 去年雪が降った際、校庭で遊ばせようと思ったら使用できないと言われたことがあります。小学生は普段なかなか見られないものに対して感激したり、自然に触れる経験が大切だと思っています。今後考えていただけたら有難いと思いました。

もう一点、小学生はiPadの重さに耐えられないこと。例えば、3年生ぐらいまでは、学校の授業で持ち帰るのは充電しに行くときだけにする、iPadの半分の重さのものに替えていただくなど、今後御検討いただければと思います。

(笹井委員長) ありがとうございます。

ここ数年、応援会議は書面での開催でしたが、久しぶりにこうして対面で開催でき良かったと思います。これからもっと対面の会議が増えるかと思

ます。引き続き、日頃様々な方面で精力的に活動されている皆様から、この場に集まっていたいて、それを色々な形で取組みに反映していく、あるいは行政の仕方で反映していくというのが、この会議の目的だと思いますので、引き続き皆さんの御協力をお願いいたします。

今日の御議論、ありがとうございました。

それでは、司会をお返しします。よろしくをお願いいたします。

4 閉会

(事務局) 長時間にわたり御討議をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度江戸川区子ども・子育て応援会議を閉会いたします。本日は御多用の中、誠にありがとうございました。